国税第080779-2号

公示送達書

令和　8年11月　4日付けをもって発付した下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないもので、当税務課　収納対策係で保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　8年11月16日

国東市長　松井　督治

番号	送達すべき書類の名称	送達を受けるべき者	
		住（居）所	氏名
1	処分関連帳票（差押解除－不動産等）	国東市国見町小熊毛２６９０番地	日野上　貴康
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

＜備　考＞　　地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。